

富山市災害廃棄物処理計画

平成 29 年 3 月

目次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の背景及び目的	1
2 計画の位置付け	2
3 対象とする災害、災害廃棄物	3
(1) 対象とする災害	3
(2) 対象とする災害廃棄物	4
第2章 災害予防と適切な災害応急対応のための組織体制と協力支援体制	5
1 災害廃棄物対策に係る組織体制	5
(1) 内部組織体制	5
(2) 業務内容ごとのフロー（業務概要）	6
(3) 初動体制での状況把握のための情報収集及び連絡体制	7
2 県や他の機関との協力支援体制	7
(1) 支援体制	7
(2) 関係機関との連絡調整	9
(3) 広報と情報発信	10
第3章 災害廃棄物の処理（災害対応）	11
1 災害廃棄物の処理	11
(1) 災害廃棄物の処理の方針	11
(2) 災害廃棄物処理実行計画	11
(3) 災害廃棄物の発生量の推計	11
(4) 処理可能量の推計	16
(5) 収集運搬計画	21
(6) 処理スケジュール（進捗管理）	22
(7) 処理フローの作成	23
(8) 一次仮置場の設置、運営・管理	25
(9) 二次仮置場（仮設中間処理施設）の設置、運営・運営	27
(10) 分別・処理・再生利用	28
(11) 最終処分	31
(12) 広域処理	31
(13) がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去	31
(14) 有害物質含有廃棄物等の対策	32
(15) 津波堆積物	35
(16) 災害廃棄物処理時の環境対策	36
2 し尿処理	39
3 生活ごみ等（避難所ごみ）の処理	41
4 思い出の品	43
5 許認可の取扱い	43
6 処理事業費の管理	44
第4章 計画の見直し、内容の追加・修正	45
1 計画の見直し、内容の追加・修正	45

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景及び目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、大規模地震に加え、津波の発生により、これまでの災害を遙かに超えた廃棄物が発生し、多くの市町村で混乱が生じた。

環境省では、東日本大震災で得られたさまざまな経験や知見を踏まえ、また、近年全国各地で発生した大雨、竜巻、台風の被害への対応から得た知見や知識を加えたうえで、平成10年に策定された「震災廃棄物対策指針」の改訂を行うとともに、平成17年に策定された「水害廃棄物対策指針」との統合を行い、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定した。

地方公共団体においては、この指針を参考にした実効性のある処理計画の作成・改定が求められており、また、実際の災害発生時には当該処理計画に基づく柔軟な対応が必要とされている。

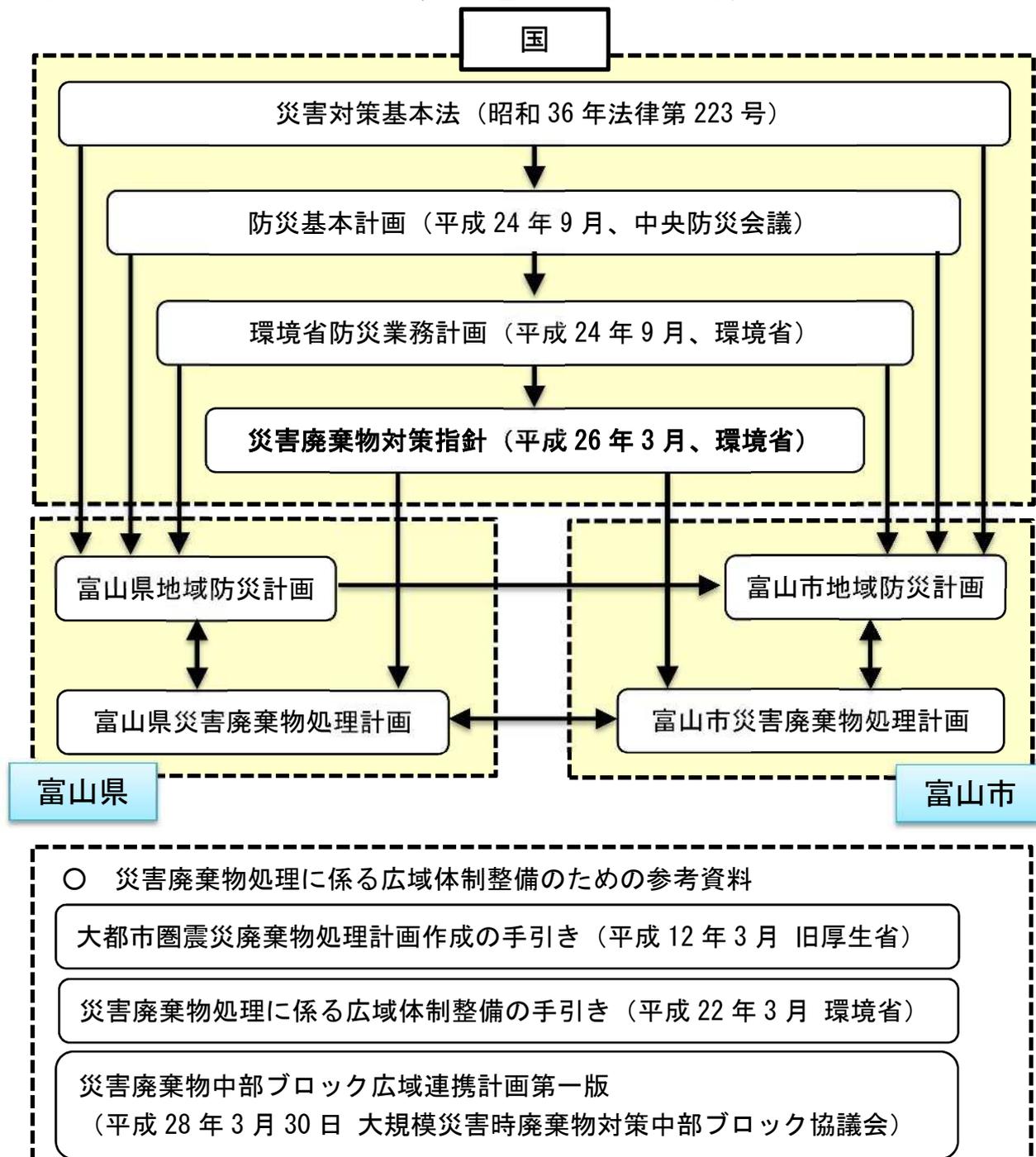
以上のような背景を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の適正かつ円滑な処理及びリサイクルの推進を目的として本計画を策定する。

なお、見直しの必要が生じた際には、速やかに計画を改定し、発災後の実際の運用にあたっては、現場の被災状況等を適切に判断したうえで、効果的な運用を図るものとする。

2 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月）」（以下、災害廃棄物対策指針）に基づき策定するものであり、富山市地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、担当部署等の具体的な業務内容を示した。

本市で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。



出典：災害廃棄物対策指針（H26.3）、P1-3, 図 1-3-1 を一部修正

図 1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

3 対象とする災害、災害廃棄物

(1) 対象とする災害

地震災害については、地域防災計画で対策上想定すべき地震を対象とする。

風水害については、地域防災計画に規定されている「災害対策本部」の設置が必要となる災害を対象とする。

表 1 想定する災害

・ 想定する地震 呉羽山断層帯地震

項目		被害等の内容		
震度		震度 7		
避難所数		202 箇所		
避難者数		128, 039 人		
住宅 被害	地震による被害		半壊	68, 567 棟
			全壊	25, 764 棟
	津波に よる 被害	構造物あり (※注 1)	半壊	118 棟
			全壊	57 棟
			床上浸水 (※注 2)	604 棟
		構造物なし (※注 1)	半壊	197 棟
			全壊	137 棟
			床上浸水 (※注 2)	1, 488 棟

(注 1) 「構造物あり」は、防波堤等の防護施設が機能するケースを想定、

「構造物なし」は、地震や津波により防波堤等が破壊され防護施設が機能しないケースを想定。

(注 2) 津波被害の想定には、床上浸水、床下浸水の区分がなく、浸水棟数となっているため、浸水棟数を床上浸水棟数とみなした。

(2) 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする廃棄物の種類と内容を示す。

表 2 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
共通	木くず	柱・梁・壁材、流木等
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋アルミ材等
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車等
	有害物質含有廃棄物等	アスベスト含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA（クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤）・テトラクロロエチレン(有機塩素系溶剤)等の有害物質、医薬品類、農薬類の化学物質
	その他適正処理困難物	消火器、バッテリー、ボンベ、タイヤ等
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
	腐敗性廃棄物	畳、被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等
	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したもの
避難所	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
	し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿

災害廃棄物対策指針 P1-5 を一部修正

第2章 災害予防と適切な災害応急対応のための組織体制と協力支援体制

1 災害廃棄物対策に係る組織体制

(1) 内部組織体制

災害による被害防止又は被害軽減を図るとともに、災害発生時に速やかに適切な応急対応を行うためには、平常時に組織体制を整備し、関係機関との連携などについて確認しておく必要がある。

発災直後の非常参集等の配備体制と業務は、地域防災計画で定めるとおりとする。災害の状況により長期間継続的な処理が必要になると判断される場合は、次のとおり見直し対応する。

- 災害応急時と復旧・復興時では業務内容が異なるため、処理の進捗にあわせて、人員の配分等組織体制の見直しを行う。
- 災害廃棄物処理には、設計、積算、現場監督等に土木・建築系の技術が必要になるため、これらの技術者を確保する。
- 事前に庁内人材リストを準備する。(廃棄物処理、土木・建築系の職歴がある職員またはOB等)
- 災害の規模に応じて、支援自治体からの人的支援の受入れについても考慮した組織体制とする。

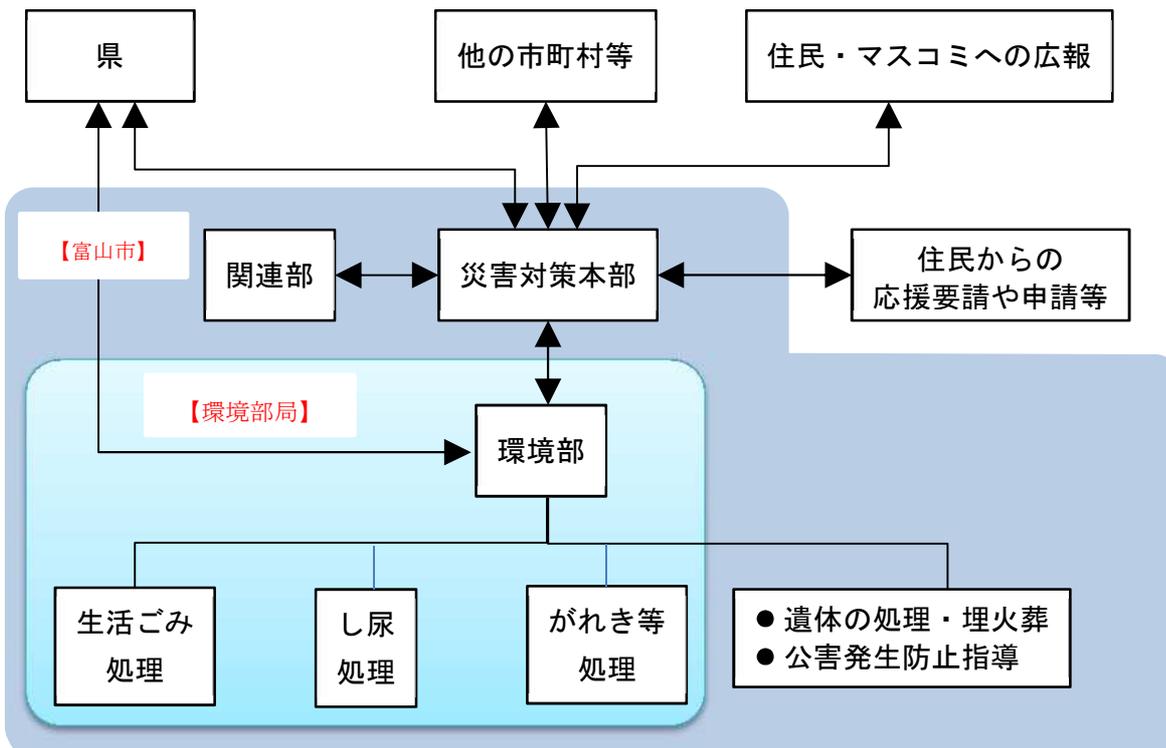


図2 災害廃棄物処理対策組織の構成

(2) 業務内容ごとのフロー（業務概要）

発災後の初動期、応急対応時、復旧・復興期にかけての作業の流れについて、担当区分・業務班ごとに示す。

表3 発災後の災害廃棄物処理における業務概要

業務区分	災害廃棄物処理計画上の区分 業務内容	災害応急対応				復旧・復興
		初動期		応急対応		
		前半	後半	前半	後半	
1. 総務	災害廃棄物等対策の総括、運営、進行管理	●	→	→	→	→
	災害対策本部との連絡	●	→	→	→	→
	職員参集状況の確認と人員配置	●	→			
	廃棄物等対策関連情報の集約	●	→			
	市民への広報		●	→	→	→
	相談・苦情の受付		●	→	→	→
	県、広域圏事務組合、他市町村等との連絡	●	→	→	→	→
	応援の要請（防災と連携）		●	→		
	国庫補助の対応			●	→	→
	災害廃棄物処理実行計画の策定と見直し（処理フロー、災害廃棄物発生量推計）				●	→
2. 生活ごみ処理	避難所及び一般家庭から排出される一般廃棄物の収集・処理		●	→	→	→
3. 倒壊家屋等処理	がれき等の撤去（道路啓開、家屋の解体撤去）		●	→	→	→
4. 仮置場設置等	仮置場、仮設処理施設の設置、運営管理、撤去			●	→	→
5. し尿処理	仮設トイレの設置、維持管理、撤去		●	→	→	→
	し尿の収集・処理		●	→	→	→

※ 初動期：発災直後の不十分な組織体制等を整備する期間

応急対応：人命救助から生活再開までの期間

復旧・復興：災害廃棄物の処理が完了するまでの期間

(3) 初動体制での状況把握のための情報収集及び連絡体制

災害廃棄物の発生量、処理の状況、施設の被災状況等、収集した情報を集約し、一元管理する。

災害発生時の連絡体制については、携帯電話以外の複数の通信手段（移動系防災行政無線）を確保し、地域防災計画に基づき行うものとする。

- 発災直後の災害廃棄物の発生状況や、一般廃棄物処理施設、収集ルートでの被災状況の情報収集を行う。安全を確保しながら、可能な範囲で現場を確認する。
- 被災現場等の職員との連絡手段として、移動系防災行政無線等を確保する。
- 災害復旧時は、電気通信網の復旧に伴い、より確実な連絡手段を利用し、効率のよい情報収集体制を確保する。
- 協定に基づき、必要に応じ、富山市一般廃棄物収集運搬業協会に対し、発災時の情報収集に協力を求める。

2 県や他の機関との協力支援体制

(1) 支援体制（支援要請、支援対策）

災害廃棄物処理にあたっては、本市が主体となり区域内処理を行うことが基本となるが、被災状況や災害廃棄物の発生量によっては、県及び周辺自治体等との協力・連携により広域的な処理を進める。

災害時の応援協定等については、定期的に内容の確認と見直しを行う。

(県に対する支援要請)

- 発災後、区域内の資機材では処理が困難と判断される場合には、県に対し支援を要請する。
- 職員派遣等の円滑な受援対応のため、体制の整備を図る。

(支援対策)

- 県から支援要請を受けた場合には、保有する資機材や人員に応じ、交替要員も含め可能な範囲で支援体制を整備する。
- 県から処理の支援要請を受けた場合は、処理施設の稼働状況等から受入れの可否、受入れ可能量等の検討を行う。

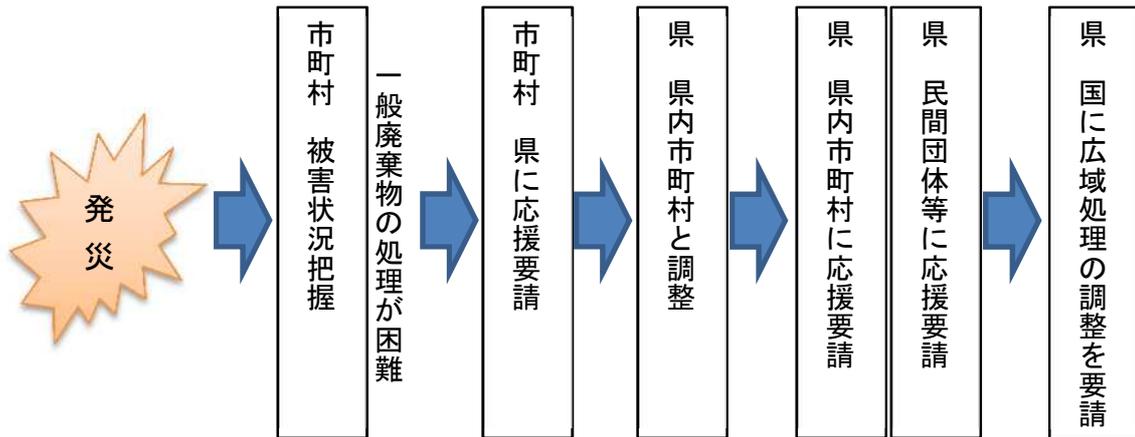


図3 災害廃棄物処理の基本的な流れ（富山県広域処理体制）

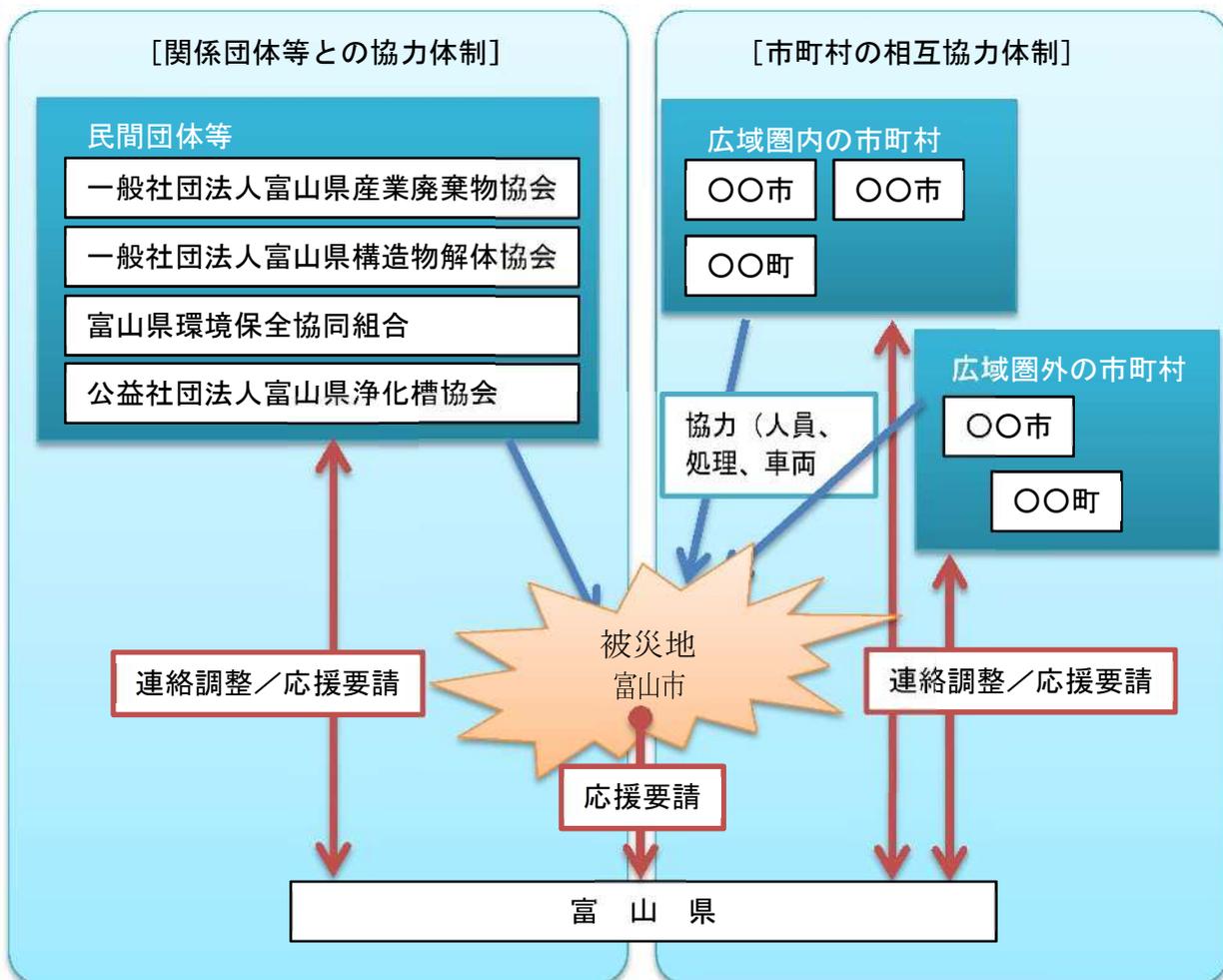


図4 富山県広域処理体制（応援協定）の概要

表4 災害廃棄物等に関する応援協定（富山県一民間団体等）

団体名称	締結日	協定の概要
(一社)富山県産業廃棄物協会	平成17年9月12日	協会が県の要請に基づき、被災市町村等が実施する災害廃棄物の撤去や収集・運搬、処理・処分に協力するもの。
(一社)富山県構造物解体協会	平成17年9月12日	協会が県の要請に基づき、被災市町村等が実施する建築物等の解体、災害廃棄物の撤去に協力するもの。
富山県環境保全協同組合	平成17年9月12日	協会が県の要請に基づき、被災市町村等と支援協力の内容や方法等について必要に応じて協議・確認し、し尿の収集運搬等に協力するもの。
(公社)富山県浄化槽協会	平成27年11月26日	協会が県の要請に基づき、被災市町村における浄化槽の緊急点検や応急復旧、住民相談の実施等に協力するもの。

表5 災害廃棄物等に関する応援協定（富山市一民間団体等）

団体名称	締結日	協定の概要
富山市一般廃棄物収集運搬業協会	平成26年12月18日	協会が市の要請に基づき、市が実施する災害廃棄物の撤去や収集・運搬、処分等の処理に協力するもの。

(2) 関係機関との連絡調整（自衛隊、警察、消防等との連携）

- 発災直後は、人命救助、被災者の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のための道路啓開等で発生した災害廃棄物の撤去が迅速に行えるよう、国県市の道路担当部署と連携するほか、災害対策本部を通じた自衛隊、警察、消防等との連携方法について調整する。
- 応急段階での災害廃棄物処理は、人命救助の要素も含まれるため、その手順について、災害対策本部を通じて、警察・消防等と十分に連携を図る。
- 災害廃棄物に含まれる有害物質等の情報を必要に応じて自衛隊、警察、消防等に提供する。

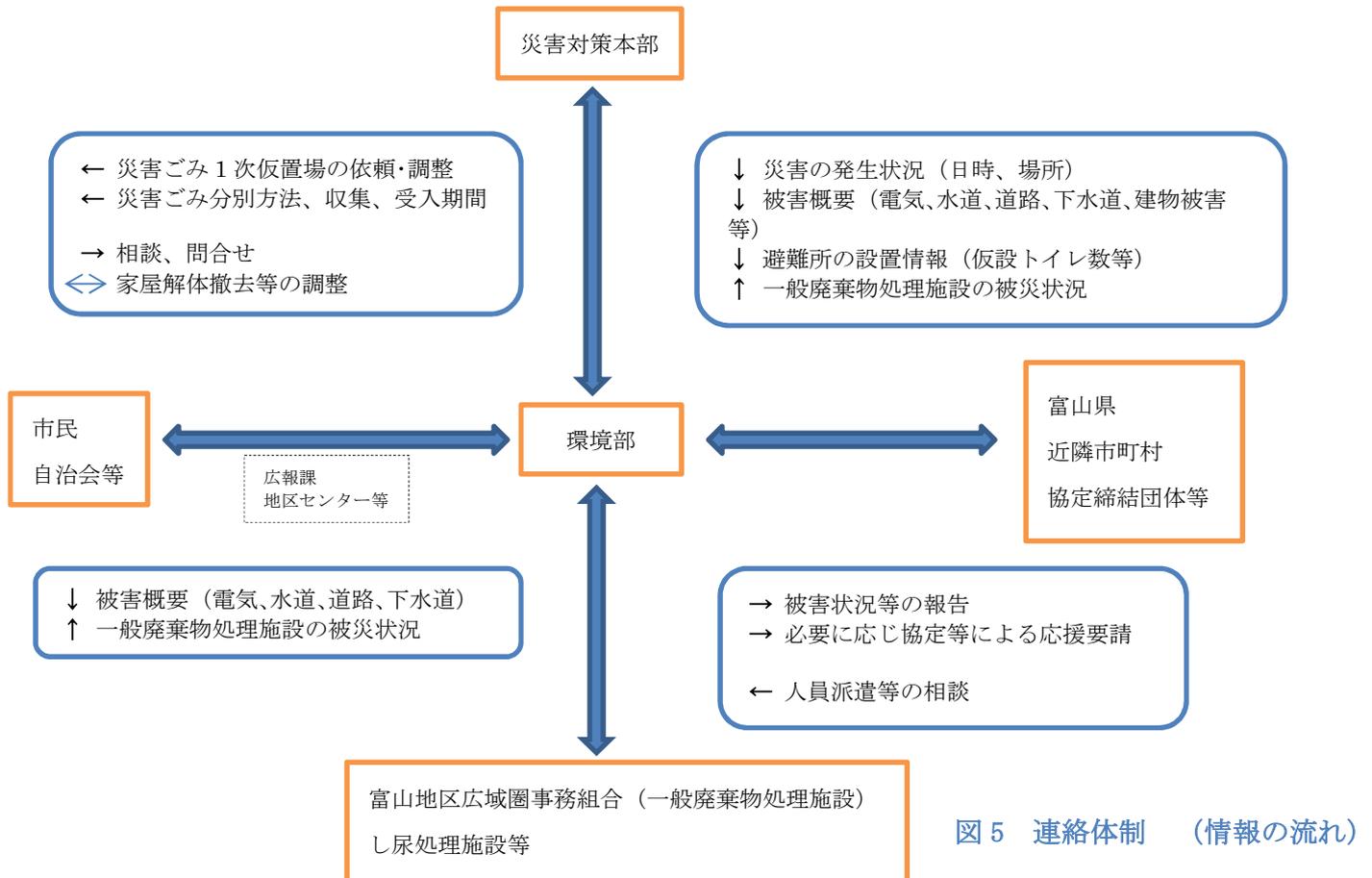


図5 連絡体制 (情報の流れ)

(3) 広報と情報発信

- 発災時は、通信の不通等が想定されるため、災害廃棄物処理等に関する情報を多くの住民に周知できるよう、次の方法で情報の伝達を行う。
 - ・ 自治会組織、広報掲示板、広報車の活用
 - ・ 防災無線の活用
 - ・ 避難所への掲示板の設置
 - ・ 広報紙の配付
- 災害応急時は、住民に対し上記の方法で、仮置場の設置状況、搬入、分別方法等の周知を行うとともに、便乗ごみ、不法投棄、野焼き等の不適正処理の禁止を周知する。
- 災害対策本部を通じ、報道機関に対して、災害廃棄物処理の進捗について、定期的な情報発信を行う
- 相談窓口は、環境政策課及び環境センター管理課に設置する。相談窓口には、廃棄物の分別方法、仮置場の利用方法など、必要な情報を文書化して常備する。

《参考資料》 災害廃棄物対策指針【技術資料】
 【技 1-24 住民等への情報伝達・発信（災害時）】

第3章 災害廃棄物の処理（災害対応）

1 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の処理の方針

災害廃棄物の処理は、以下の方針に基づき行う。

- ・災害廃棄物等は、できる限り自区域内で処理を行う。市で処理できないものについては、県等に応援を要請し広域的に処理を行う。
- ・災害廃棄物の分別を徹底し、できる限りの再生利用を図る。
- ・衛生や火災予防等の観点から優先度の高い廃棄物の処理を迅速に進める。

(2) 災害廃棄物処理実行計画

災害応急対応

- 災害時、被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、災害廃棄物処理計画を見直し、速やかに「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

復旧・復興

- 復旧の進捗に伴い発災直後では把握できなかった被害の様相や災害廃棄物処理の課題に対応し処理の進捗にあわせて、実行計画の見直しを行う。
- 災害廃棄物の処理方法や処理費用について検証を行い、必要に応じ見直しする。

(3) 災害廃棄物の発生量の推計

災害予防

ア 推計方法 災害廃棄物の発生量は、次の式により推計した。

(推計式)

[全壊、半壊]

$$\text{災害廃棄物の発生量 (t)} = \text{建物被害棟数} \times \text{原単位 (t/棟)}$$

[床上浸水、床下浸水]

$$\text{災害廃棄物の発生量 (t)} = \text{建物被害棟数} \times \text{原単位 (t/棟)} \times 1 \text{住宅当りの世帯数 (世帯/棟)}$$

$$\text{種類別発生量 (t)} = \text{災害廃棄物の発生量 (t)} \times \text{廃棄物種類別の発生割合 (\%)}$$

$$\text{津波堆積物の発生量 (t)} = \text{津波浸水面積 (m}^2\text{)} \times \text{原単位 (t/m}^2\text{)}$$

災害廃棄物の発生量の推計条件③ <建物被害想定における被害区分>

建物被害想定<被害区分>

- 内閣府の建物被害想定で対象とされている全壊だけではなく、半壊や床上浸水、床下浸水の被害を受けた建物からも災害廃棄物が発生することから、建物被害想定被害区分を、**全壊、半壊、床上浸水、床下浸水の4区分**とする。
- 建物は複数の要因により被害を受ける(例:液状化によって、半壊した建物が、さらに津波で流失し全壊する。)ため、被害による災害廃棄物の発生量を重複して計上しないように、災害廃棄物の発生する量が多い方から「全壊→半壊→床上浸水→床下浸水」の順に被害を想定する。

被害区分	定義
全壊※	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの
半壊※	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
床上浸水	津波浸水深が0.5m以上1.5m未満の被害
床下浸水	津波浸水深が0.5m未満の被害

※ 災害の被害認定基準について、平成13年6月28日府政第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知より引用

出典：指針 技術資料【技 1-11-1】災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）の推計方法 P6

イ 発生量推計に用いた被害建物の内訳

被害棟数は、「表 1 想定する災害」のとおりとした。

ウ 発生量推計に用いた発生原単位

発生原単位は「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 1-11-1-1】及び【技 2-9】に基づき、次のとおりとした。

表 6 発生原単位

被害の態様	発生原単位	備考
半壊	23 t/棟	—
全壊	117 t/棟	—
床上浸水	4.60 t/世帯	富山県の1住宅当りの世帯数 0.87(平成25年)で換算し推計
床下浸水	0.62 t/世帯	
津波堆積物	0.024 t/m ²	(= 24,000 t/k m ²)

エ 災害廃棄物の推計発生量

- ・上記の方法に基づき、建物から発生する災害廃棄物の発生量を次のとおり推計した。
- ・推計にあたっては、より大きな被害を想定し、「構造物なし」（地震や津波により防波堤等が破壊され防護施設が機能しないケース）の場合により算出した。

地震による被害（建物）	津波による被害（建物）	津波堆積物	合計
4,591,429 t	+ 26,515 t	+ 48,000 t	= 4,665,944 t

表 7-1 被害様態別の災害廃棄物の推計発生量

区 分		発生量	積算内訳	
地震による被害（建物）	半壊	1,577,041 t	68,567 棟×23 t	
	全壊	3,014,388 t	25,764 棟×117 t	
津波による被害	構造物あり（建物）	半壊	2,714 t	118 棟×23 t
		全壊	6,669 t	57 棟×117 t
		床上浸水	2,417 t	604 棟×4.6t×0.87(t/棟)
	構造物なし（建物）	半壊	4,531 t	197 棟×23 t
		全壊	16,029 t	137 棟×117 t
		床上浸水	5,955 t	1,488 棟×4.6 t×0.87(t/棟)
津波堆積物	構造物あり	24,000 t	1 km ² （浸水面積）×24,000 (t/k m ²)	
	構造物なし	48,000 t	2 km ² （浸水面積）×24,000 (t/k m ²)	

表 7-2 被害様態別計ごとの推計発生量

区分	地震（建物）	津波（建物）		津波堆積物	
		構造物あり	構造物なし	構造物あり	構造物なし
発生量	4,591,429 t	11,800 t	26,515 t	24,000 t	48,000 t

（注1）「構造物あり」は、防波堤等の防護施設が機能するケースを想定、「構造物なし」は、地震や津波により防波堤等が破壊され防護施設が機能しないケースを想定。

（注2）津波被害の想定には、床上浸水、床下浸水の区分がなく、浸水棟数となっているため、浸水棟数を床上浸水棟数とみなして災害廃棄物発生量を推計した。

オ 災害廃棄物の廃棄物種類別の発生割合

「災害廃棄物対策指針 技術資料」【技 1-11-1-1】に基づき、災害廃棄物の廃棄物種類別の発生割合を次のとおりとした。

表 8 廃棄物種類別の災害廃棄物発生割合

区分・品目等	発生割合 (%)
可燃物	18.0%
不燃物	18.0%
コンクリートがら	52.0%
金属くず	6.6%
柱角材	5.4%

カ 廃棄物種類別の災害廃棄物発生量

上記の方法に基づき、建物から発生する廃棄物種類別の災害廃棄物発生量を次のとおり推計した。

表 9 廃棄物種類別の災害廃棄物発生量

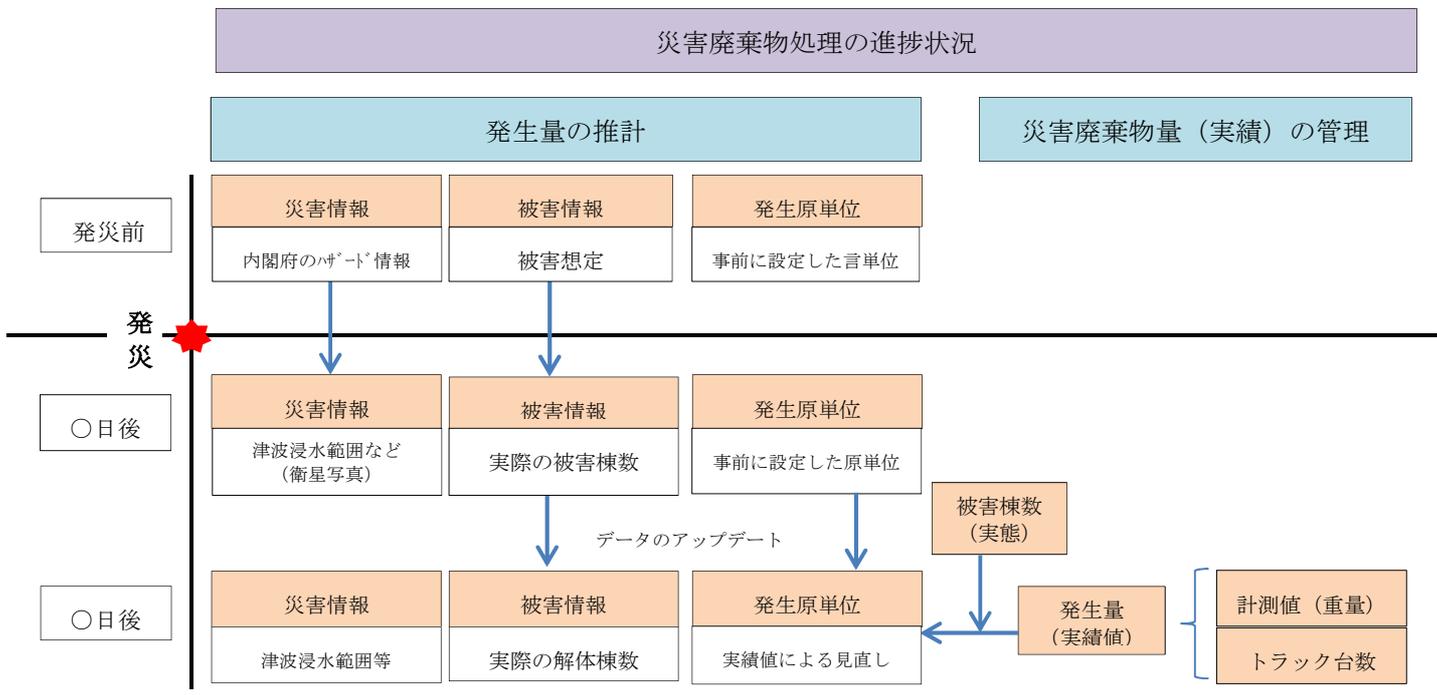
区分・品目等	発生量	積算内訳 (※)
可燃物	831,230 t	4,617,944 t × 18.0%
不燃物	831,230 t	4,617,944 t × 18.0%
コンクリートがら	2,401,331 t	4,617,944 t × 52.0%
金属くず	304,784 t	4,617,944 t × 6.6%
柱角材	249,369 t	4,617,944 t × 5.4%
津波堆積物	48,000 t	—

(※) 4,617,944 t = 地震 (建物) 4,591,429 t + 津波 (建物) 26,515 t

災害応急対応

- 発災後は、災害廃棄物の発生量推計値と実際の廃棄物量を比較し、処理可能量にあわせて作業内容を見直し、災害廃棄物処理実行計画に反映するものとする。(図 6 参照)
- 発生した災害廃棄物及びし尿は、自区内の処理施設で対応するものとするが、施設の被災状況や廃棄物量を勘案し、県に支援を要請し広域処理を行う。
- 発災時は、家屋の損壊数等の被害状況や浸水域の面積等から災害廃棄物等の発生量を推計し、県への応援要請の検討や仮置場の確保を行う。
- 廃棄物処理施設や周辺道路の被災状況を把握し、処理施設の稼働の可否を確認する。
- 災害廃棄物の発生量の推計は、災害情報、被害情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階に応じてその精度を高め管理していく必要がある。

$$\text{発生量} = \text{災害情報} \times \text{被害情報} \times \text{発生原単位}$$



出展：災害廃棄物対策指針（H26.3）P2-26、図 2-2-2

図 6 発生量の推計方法（発災後の進捗管理も含む）

復旧・復興

- 処理の進捗にあわせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被災状況の調査結果をもとに、廃棄物の発生量等の見直しを行う。

《参考資料》 災害廃棄物対策指針【技術資料】
 【技 1-11-1-1】災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）の推計方法

(4) 処理可能量の推計

ア 災害廃棄物の年間処理可能量の推計方法

$$\text{(推計式)} \quad \text{年間処理可能量} = \text{年間処理量(実績)} \times \text{分担率}$$

※「指針 技術資料」【技 1-11-2】より

1. ー (1) 【分担率】

分担率・・・被災時にも通常発生する廃棄物を処理する必要があること、施設の設備が災害により被害を受ける可能性があることから、現状の稼働状況に対する負荷を考慮して安全側となる低位シナリオ、災害廃棄物等の処理を最大限行う高位シナリオ、その中間となる中位シナリオの3種類を設定し試算を行う。それぞれのシナリオの分担率は「指針技術資料」【技 1-11-2】に基づき次のとおりとする。

表 10 シナリオごとの制約条件及び分担率

	稼働年数	余裕分	分担率
低位シナリオ	20年未満	20%以上	実績の5%
中位シナリオ	30年未満	10%以上	実績の10%
高位シナリオ	制限なし	制限なし	実績の20%

1. ー (2) 【分担率の算出方法】

災害廃棄物を受け入れる際に制約となり得る条件、及び現状の稼働（運転）状況に対する負荷を考慮した3種類のシナリオを設定し、それらにより分担率を算出する

- ・施設の稼働年数・・・稼働年数による施設の経年劣化の影響等による処理能力の低下を想定し、稼働年数が長い施設を対象外とする。
(稼働年数が長い施設では災害廃棄物処理を行わない。)
- ・処理能力・・・災害廃棄物処理の効率性を考え、ある一定規模以上の処理能力を有する施設のみを対象とする。
- ・余裕分の割合（処理能力に対する余裕分の割合）
 - ・・・災害廃棄物のみでなく通常発生する廃棄物を並行して処理するため、処理能力に余裕のある施設のみ対象とする。
(余裕のない施設では災害廃棄物処理を行わない。)
- ・各シナリオの設定・・・処理施設については、現状の稼働（運転）状況に対する負荷を考慮して安全側となる低位シナリオから災害廃棄物等の処理を最大限行うと想定した高位シナリオ、また、その中間となる中位シナリオを設定し、それぞれの分担率を設定する。

<一般廃棄物焼却（熔融）処理施設>

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①稼働年数	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
②処理能力(公称能力)	100t/日未満の施設を除外	50t/日未満の施設を除外	30t/日未満の施設を除外
③処理能力(公称能力)に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし*
④年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

※処理能力に対する余裕分がゼロの場合は受入対象から除外している。

<一般廃棄物最終処分場>

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①残余年数	10年未満の施設を除外		
②年間埋立処分量の実績に対する分担率	最大で10%	最大で20%	最大で40%

出典：指針 技術資料【技 1-11-2】災害廃棄物の処理可能量の試算方法,P4～8

(参考) 既存の廃棄物破碎・選別施設における処理可能量の検討について

考え方

- 東日本大震災において、仮置場に集められる混合廃棄物等の破碎・選別処理は、現地(仮置場)における建設機材や仮設施設(移動式の破碎・選別機等を含む)で処理されるケースが多かった。
- 一方、既存の破碎・選別施設において、混合廃棄物となった状態の災害廃棄物の受入れ処理が可能か否かに関する情報がなく、どの程度実際に利用可能かは不明である。
- このため、既存の破碎・選別施設の活用による処理可能量の検討については、本年度の検討では参考情報として整理することに留める。
- 一般廃棄物の破碎・選別施設は“可燃性粗大ごみを処理している施設”、産業廃棄物の破碎・選別施設は“木くず又はがれき類の破碎施設”を検討の対象とする。

シナリオ設定(破碎・選別施設)

- 焼却(熔融)施設と同様、現状の稼働(運転)状況に対する負荷を考慮して安全側の検討となる低位シナリオから災害廃棄物等の処理を最大限行うと想定した高位シナリオ、また、その中間となる中位シナリオを設定し、処理可能量を試算した。
- 産業廃棄物の破碎・選別施設における年間処理量の実績値の取得が困難であることから、年間処理能力に対する分担率を設定する。
- 一般廃棄物の破碎・選別施設の稼働(運転)状況は、焼却(熔融)施設とは異なることから、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2006改訂版)」に準じ、稼働日数や稼働率は以下の通り設定する。

稼働日数：日曜日、年末年始の5日間(12/30～1/3)、施設補修による休止を考慮して「296日」とする
稼働率：一日の稼働時間のうち数時間は休止時間であるため、稼働率については考慮しない

<一般廃棄物の破碎・選別施設におけるシナリオ>

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①稼働年数	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
②処理能力(公称能力)	50t/日未満の施設を除外 (全施設の約70%を除外)	30t/日未満の施設を除外 (全施設の約50%を除外)	10t/日未満の施設を除外 (全施設の約20%を除外)
③処理能力(公称能力)に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし
④年間処理量(実績)に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

<産業廃棄物の破碎・選別施設におけるシナリオ>

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
年間処理能力(公称能力)に対する分担率	10%	20%	40%

出典：指針 技術資料【技 1-11-2】災害廃棄物の処理可能量の試算方法,P25

《参考資料》 災害廃棄物対策指針【技術資料】

【技 1-11-2】災害廃棄物の処理可能量の試算方法

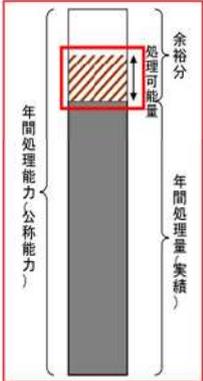
1. - (3) 【制約条件等の考え方】

制約条件の設定の考え方

- 定量的な条件設定が可能で、災害廃棄物等を実際に受入れる際に制約となり得る条件を複数設定。
- 焼却(溶融)処理施設の被災を考慮し、想定震度別に施設への被災の影響率を設定。

<焼却(溶融)処理施設>

①稼働年数	稼働年数による施設の経年劣化の影響等による処理能力の低下を想定し、稼働年数が長い施設を対象外とする。
②処理能力(公称能力)	災害廃棄物処理の効率性を考え、ある一定規模以上の処理能力を有する施設のみを対象とする。
③処理能力(公称能力)に対する余裕分の割合	ある程度以上の割合で処理能力に余裕のある施設のみを対象とする。
④年間処理量(実績)に対する分担率	通常時の一般廃棄物との混焼での受入れを想定し、年間処理量(実績)に対する分担率を設定する。



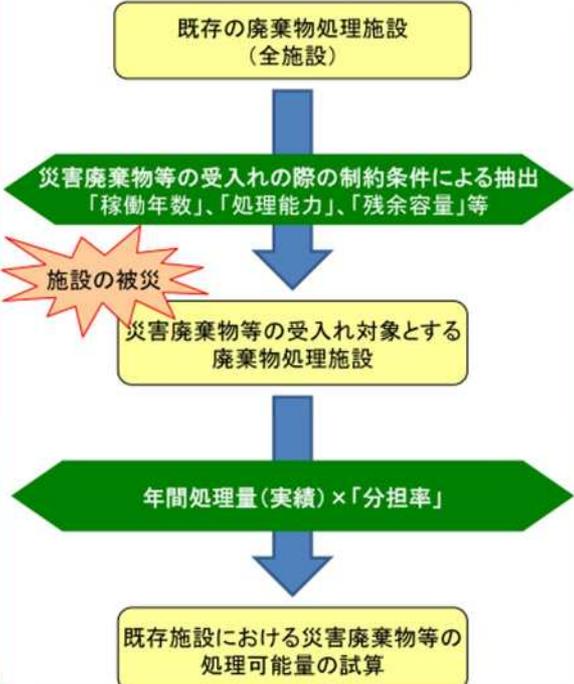
<最終処分場>

①残余年数	次期最終処分場整備の準備期間を考慮し、残余年数が一定以上の施設を対象とする。
②年間埋立処分量(実績)に対する分担率	通常的一般廃棄物と併せて埋立処分を行うと想定し、年間埋立処分量(実績)に対する分担率を設定する。

既存の廃棄物処理施設における災害廃棄物等の処理可能量の試算フロー

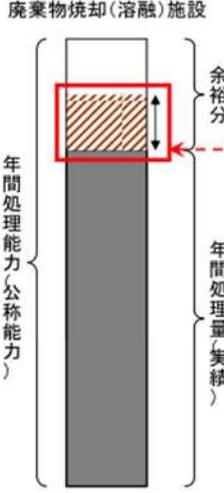
処理可能量の試算のフローと処理可能量の定義

- 統計データから試算の対象とする廃棄物処理施設を抽出し、年間処理量(または年間埋立処分量)の実績に対する災害廃棄物等処理量の分担率を設定することで災害廃棄物等の処理可能量を試算する。



<処理可能量についてのイメージ>

廃棄物焼却(溶融)施設



廃棄物最終処分場



災害廃棄物等の処理可能量
= 年間処理量(年間埋立処分量) × 分担率

2. 【施設被災時の処理能力】

処理施設が被災する可能性を考慮し、被災時の被害想定に従い、停止期間等を踏まえ各施設の処理可能量を算出する。

各処理施設における被害想定は震度5強とされていることから、稼働停止による重大な影響はないと想定し、被災率及び停止期間については想定しない。

※ 被災時の震度想定は地域防災計画の被害想定図より

※ 処理能力の低下割合は「指針 技術資料」【技 1-11-2】より

廃棄物焼却（溶融）処理施設の被災に関する設定

- 東日本大震災における一般廃棄物焼却処理施設の被災の調査事例では、被災率や停止期間は震度の大きさによる違いが見られたことから、想定震度別に被災率及び停止期間を設定し、施設の処理能力への影響率を下表のとおり設定する。

⇒その結果、施設の被災により処理能力の低下が生じ、処理能力の余裕分が下表のとおり減少するため、前記の③の制約条件(処理能力に対する余裕分の割合)により、受入可能な施設数が減少し、処理可能量が低下する。

<被災地域における一般廃棄物焼却処理施設への影響>

想定震度	被災率	停止期間	備考
震度5強以下	—	—	想定震度5強以下の地域では、施設の停止期間が2週間程度以下であることから、稼働停止による重大な影響はないと想定し、被災率及び停止期間については考慮しない
震度6弱	35%	最大で1ヶ月	想定震度6弱の地域では、全施設の35%が被災し、最大で1ヶ月間稼働停止する ↓ 各施設における被災の程度を個別に想定することは困難であるため、計算上は、「想定震度6弱の全施設において1ヶ月間、処理能力が35%低下する」と想定する そのため、被災後1年間は処理能力が3%低下する
震度6強以上	63%	最大で4ヶ月	想定震度6強以上の地域では、全施設の63%が被災し、最大で4ヶ月間稼働停止する ↓ 各施設における被災の程度を個別に想定することは困難であるため、計算上は、「想定震度6強以上の全施設において4ヶ月間、処理能力が63%低下する」と想定する そのため、被災後1年間は処理能力が21%低下する

※被災率、停止期間については、日本環境衛生施設工業会による調査結果を参照

※津波による浸水深が1m以上の施設については想定震度6強以上と同程度に被災すると設定

イ 各処理施設の概要

[ごみ焼却施設] 富山地区広域圏クリーンセンター

H15.3 竣工 (H29.4 現在の稼働年数—14年0ヶ月) 表 11

区分	値	積算の内訳
1日当り処理能力	810 t / 日	
年間処理能力	226,800 t / 年	年間 280 日稼働として算出
年間処理量実績	156,760 t / 年	H26 年度実績
余裕分	70,040 t / 年	226,800 t — 156,760 t
余裕分の割合	30.9 %	70,040 t / 226,800 t

[粗大ごみ処理施設] 富山地区広域圏リサイクルセンター

H17.3 竣工 (H29.4 現在の稼働年数—12年0ヶ月) **表 12**

区分	値	積算の内訳
1日当り処理能力	110.6 t/日	
年間処理能力	32,738 t/年	年間 296 日稼働として算出
年間処理量実績	9,529 t/年	H26 年度実績
余裕分	23,209 t/年	32,738t — 9,529 t
余裕分の割合	70.9 %	23,209 t / 32,738 t

[最終処分場] 富山市山本最終処分場 S60.3 竣工 (H29.4 現在の稼働年数—32年0ヶ月)

残余年数 (予定)	年間処理量 (26年実績)	全体容量
11年	387 m ³	555,000 m ³

表 13

ウ 年間処理可能量の推計

上記の方法に基づき、各処理施設の年間処理可能量を次のとおり推計した。

[ごみ焼却施設] 富山地区広域圏クリーンセンター

- ・稼働年数は14年0ヶ月、余裕分は30.9%であることから、低位・中位・高位いずれのシナリオにおいても処理を行う。

表 14

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
処理可能量	7,838 t	15,676 t	31,352 t
積算の内訳	156,760 t (実績) ×5%	156,760 t (実績) ×10%	156,760 t (実績) ×20%

[粗大ごみ処理施設] 富山地区広域圏リサイクルセンター

- ※ 粗大ごみ処理施設は、H29年4月現在の稼働年数が12年0ヶ月、余裕分は70.9%であることから、低位・中位・高位いずれのシナリオにおいても処理を行う。

表 15

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
処理可能量	476 t	953 t	1,906 t
積算の内訳	9,529 t (実績) ×5%	9,529 t (実績) ×10%	9,529 t (実績) ×20%

[最終処分場] 富山市山本最終処分場

※ 山本最終処分場は残余年数が10年以上のため、低位・中位・高位いずれのシナリオにおいても処理を行う。

表 16

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
処理可能量	32 t	63 t	126 t
積算の内訳	387 m ³ (H26実績) ×10%×0.8163 (t換算)	387 m ³ (H26実績) ×20%×0.8163 (t換算)	387 m ³ (H26実績) ×40%×0.8163 (t換算)

(※) 関係者と事前に協議し、同意を得たものについて受入れの予定

(5) 収集運搬計画

災害予防

- 平常時に、避難場所候補地や一般廃棄物処理施設、仮置場候補地、孤立可能性のある集落等の位置をもとに、収集運搬の重要ルートを選定し、道路担当部署と協議のうえ、発災時に自衛隊・警察・消防等に提示できるように、図面（台帳等）を作成する。
- 収集運搬車両の駐車場所が低地にある場合は、水害対策として、収集運搬車両の事前避難方法を検討する。
- 家具類や水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物の積み込み・積下しのための重機や平積みダンプ等を確保する。
- 協定を締結した関係団体と事前に協力体制及び連絡体制の検討を行う。
- 災害廃棄物の発生量推計に基づく収集運搬車両の必要台数を把握する。

災害応急対応

- 災害廃棄物の収集運搬と避難所及び家庭から排出される廃棄物を収集するための車両を確保する。
- 収集運搬車両及び収集ルート等の被災状況を把握し、避難所、仮置場の設置場所、交通渋滞等を考慮した効率的な収集運搬ルート計画を作成する。
- 通常使用している収集運搬車両が使用できないなど不足する場合は、協定に基づき、県や関係団体に支援を要請する。

復旧・復興

- 災害廃棄物処理の進捗状況や仮置場の集約、避難所の縮小などの変化に応じて収集運搬車両の必要数を見直し、収集運搬ルートの効率化を図る。

《参考資料》 災害廃棄物対策指針【技術資料】

【技 1-13-1 必要資機材】

【技 1-13-3 収集運搬車両の確保とルート計画にあたっての留意事項】

(6) 処理スケジュール (進捗管理)

災害予防

- 想定される発生量と処理施設の処理可能量等から、最長3年を目途に処理スケジュールを定める。

表 17 処理スケジュール

項目			1年目				2年目		3年目		
			1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~6月	7~12月	1~6月	7~12月	
計画等	被災状況調査		→								
	処理実行計画の策定及び進捗管理		→								
処理 処分	道路	道路啓開	→								
	家屋	解体・撤去		→							
	一次 仮置場	一次仮置場の指定・設置		→							
		災害廃棄物の搬入・仮置き			→						
		粗選別			→						
	二次 仮置場	二次仮置場の指定・設置		→	→						
		災害廃棄物の搬入			→						
		中間処分			→						
	既存施設	中間処分・最終処分		→							

災害応急対応

- 災害廃棄物発生量、処理施設の被災、再生利用方法等を踏まえた処理スケジュールを作成し進捗管理するとともに、災害廃棄物処理実行計画に反映する。
- 災害廃棄物処理が長期に及ぶ場合であっても、生活圏からの廃棄物の除去、災害廃棄物の処理完了のそれぞれについて目標期限を設定し、広域処理を含めたスケジューリングを行う。

復旧・復興

- 災害廃棄物処理の進捗に応じ、処理見込量を算出し、スケジュールを見直す。

《参考資料》 災害廃棄物対策指針【技術資料】

【技 1-8 処理のスケジュール (例)】

(7) 処理フローの作成

災害予防

- 処理方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を考慮しつつ、災害廃棄物の分別・処理を以下のとおりとする。
- 災害廃棄物の中には、通常、本市で処理を行わない適正処理困難物も含まれることから、県及び関係機関と連携し、民間事業者の協力も踏まえた処理方法を検討する。

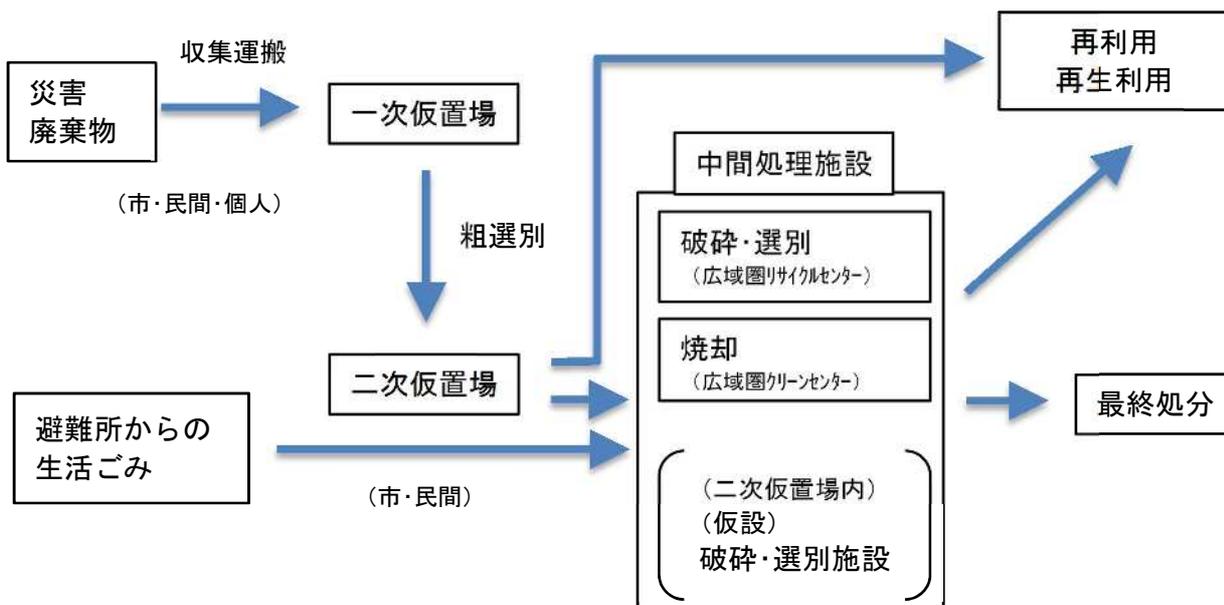


図7 災害廃棄物等処理フロー

災害応急対応

- 処理スピードや量に配慮しつつ、可能な限り、リユース・リサイクルルートへ回す。
- 処理方針、発生量、処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、処理フローを見直す。

復旧・復興

- 災害廃棄物処理の進捗状況にあわせ処理フローを見直す。

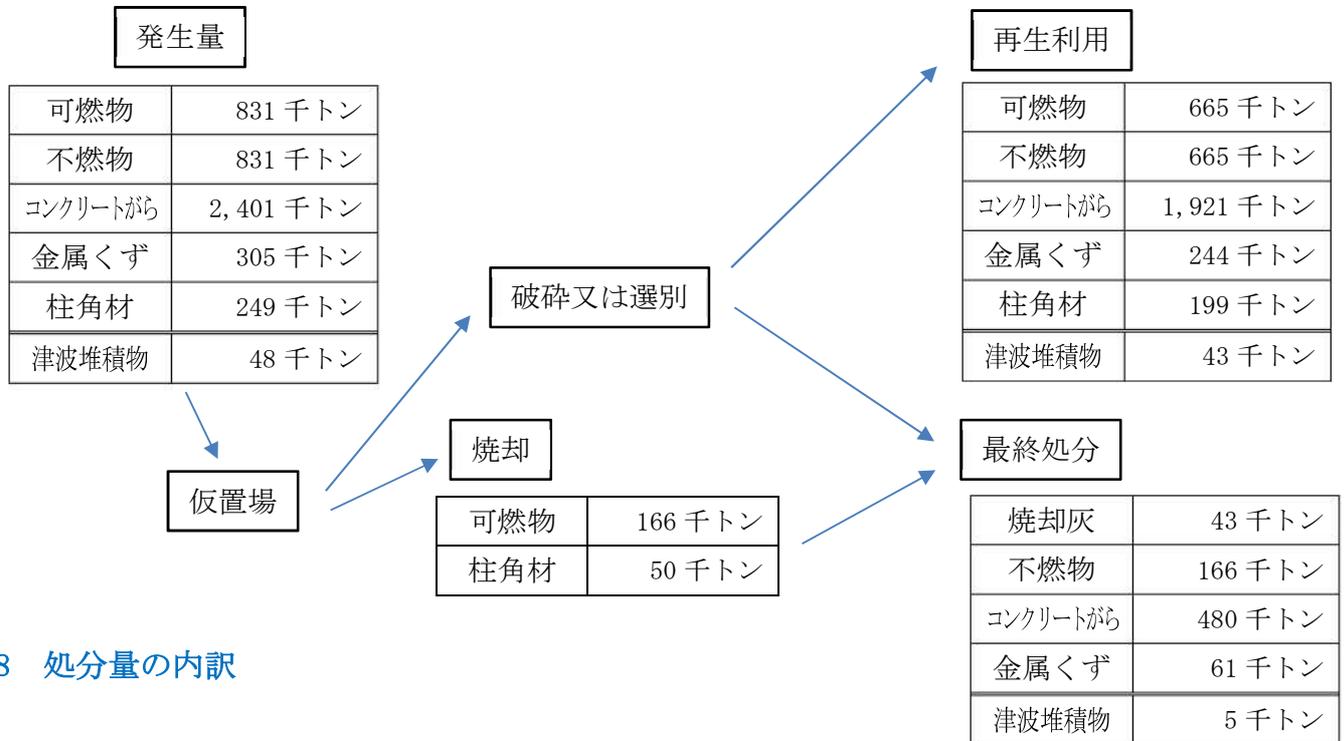


図 8 処分量の内訳

※ 1 災害廃棄物発生量に対する処理量の割合については、「指針 技術資料」【技 1-11-2】による。

表 18 災害廃棄物発生量に対する処理量の割合

区分・品目等	地震			火災		津波	
	焼却	最終処分	再生利用	最終処分	再生利用	最終処分	再生利用
可燃物	20%	4%	80%	—	—	—	—
不燃物	—	20%	80%				
コンクリートがら							
金属くず							
柱角材	20%	4%	80%				
津波堆積物	—	—	—	—	—	10%	90%

(8) 一次仮置場の設置、運営・管理

一次仮置場は、緊急的に随時、設置するものであり、災害廃棄物を被災現場から二次仮置場に運搬する際の積替え拠点としての機能と手作業、重機作業による粗選別を行う場所となる。

被災後できるだけ速やかに、被災状況等を考慮のうえ、必要に応じ複数箇所設置する。軒先や路上などに排出された災害廃棄物を早急に撤去するために、自治体等による搬入も行うほか、被災した住民が自ら災害廃棄物を持ち込むこともできる。

分別は比較的簡易な段階までとし、柱材・角材、コンクリートがら、金属くず及びその他危険物等を抜き出し、可燃系混合物（木くず等）及び不燃系混合物等に分別してから、二次仮置場へ運搬する。

災害予防

候補地リストの作成

- 必要な面積等を踏まえ、候補地を複数箇所リストアップしておく。
- 公有地を基本とするが、公有地の活用が難しい場合、私有地の活用も検討する。
- あらかじめ調整の対象となる地元住民等を確認しておくことが望ましい。
- 候補地の周辺環境（水源地、井戸の位置、地盤、道路アクセス、配慮を要する施設の立地等）を把握し、図面・台帳を整備しておく。

災害応急対応

- 被害状況にあわせて災害廃棄物量を推計し仮置場を選定する。
- 仮置場は、候補地リストの中から、仮設住宅地としての利用や復興に向けた各種計画（復旧復興計画都市計画等）を踏まえ、関係部局と調整のうえ選定する。
- 仮置場は、効率的な受入・分別・処理ができる配置・搬入動線に配慮する。
- 仮置場候補地は、平常時に土壤汚染調査を実施しておくことが望ましいが、実施しない場合には、使用する前に土壤の汚染状況を確認する。
- 仮置場を設置する際には、保管する予定の廃棄物の性状に応じて、土壤汚染防止策の検討（盛土、仮舗装、シート敷設、排水処理施設等）を行う。
- 一次仮置場の管理方法を地元と協議する。
- 一次仮置場の所在地、搬入ルールを周知、広報する。

必要面積の算定等

- 想定される災害規模に応じて、次の式により仮置場の面積を算定する。災害廃棄物の推計量に応じて、算出される必要な面積は表 21 のとおり。

仮置場の必要面積＝仮置量／見かけ比重／積上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

- ・ 仮置量＝災害廃棄物発生量－年間処理量
- ・ 年間処理量＝災害廃棄物発生量／処理期間

見かけ比重：可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)、津波堆積物 1.46 (t/m³)

積上げ高さ：5 m

作業スペース割合：1 (=100%)

処理期間：3 年

注：仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用された。そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加える。

出典：指針 技術資料【技 1-14-4】仮置場の必要面積の算定方法

(1) 【年間処理量】の算出

表 19

種別	量	積算内訳 (災害廃棄物発生量／処理期間)
可燃物	277,077 t	831,230 t / 3 年
不燃物	277,077 t	831,230 t / 3 年
コンクリートがら	800,443 t	2,401,331 t / 3 年
金属くず	101,595 t	304,784 t / 3 年
柱角材	83,123 t	249,369 t / 3 年
津波堆積物	16,000 t	48,000 t / 3 年

(2) 【仮置量】の算出

表 20

種別	量	積算内訳 (災害廃棄物発生量－年間処理量)
可燃物	554,153 t	831,230 t - 277,077 t
不燃物	554,153 t	831,230 t - 277,077 t
コンクリートがら	1,600,888 t	2,401,331 t - 800,443 t
金属くず	203,189 t	304,784 t - 101,595 t
柱角材	166,246 t	249,369 t - 83,123 t
津波堆積物	32,000 t	48,000 t - 16,000 t

(3) 【必要面積】の算出

表 21

種別	面積	積算内訳（仮置量／見かけ比重／積上げ高さ ×（1+作業スペース割合））
可燃物	554,153 m ²	554,153 / 0.4 / 5 × (1+1)
不燃物	201,510 m ²	554,153 / 1.1 / 5 × (1+1)
コンクリートがら	582,141 m ²	1,600,888 / 1.1 / 5 × (1+1)
金属くず	73,887 m ²	203,189 / 1.1 / 5 × (1+1)
柱角材	166,246 m ²	166,246 / 0.4 / 5 × (1+1)
津波堆積物	8,767 m ²	32,000 / 1.46 / 5 × (1+1)

表 22 仮置場の必要面積

種別	発生量	仮置量	必要面積
可燃物	831,230t	554,153t	554,153 m ²
不燃物	831,230t	554,153t	201,510 m ²
コンクリートがら	2,401,33t	1,600,888t	582,141 m ²
金属くず	304,78t	203,189t	73,887 m ²
柱角材	249,36t	166,246t	166,246 m ²
津波堆積物	48,000t	32,000t	8,767 m ²

《参考資料》 災害廃棄物対策指針【技術資料】

【技 1-14-4】仮置場の必要面積の算定方法

復旧・復興

- 悪臭及び害虫、火災防止等の対策を行い、周辺への環境上の影響を防ぐ。
- 必要な人員、機材を配置する。（管理者、作業人員、重機、消火器等）
- 災害廃棄物の数量管理（台数のカウント、トラックスケールの設置等）を行う。

(9) 二次仮置場（仮設中間処理施設）の設置、運営・管理

二次仮置場は、各地域の一次仮置場から搬入された災害廃棄物を集積し、破砕・選別するとともに再資源化処理を行うものとする。

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設中間処理施設の必要性等を検討する。各時点での対応については、基本的には一次仮置場の対応に準ずることとする。

災害予防

- 二次仮置場は、基本的には一次仮置場候補地リストの中から選定する予定としていることから、候補地リストの作成は一次仮置場と同様。

災害応急対応

- 災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、二次仮置場設置の必要性及び、仮設での中間処理の実施など業務の内容について検討する。
- 設置場所は、基本的には一次仮置場候補地リストの中から選定する。その際、業務の内容によっては、電気、水道等の設備の有無を考慮する。
- 被害状況を踏まえ、二次仮置場（仮設中間処理施設）の設置が必要と判断される場合には、施設種別、規模などを十分検討したうえで設置手続きを進める。

復旧・復興

- 災害廃棄物の中間処理にあたっては、土砂等の不燃物を取り除くなど、事前の分別を徹底し残渣物の発生を抑制する。

《参考資料》 災害廃棄物対策指針【技術資料】

【技 1-16-1 破砕・選別機の種類】

【技 1-16-2 仮設破砕機の必要基数の算定方法】

(10) 分別・処理・再生利用

災害予防

- 災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとに、表 24 にある留意点に配慮し、処理と再生利用、処分の手順を定める。
- 災害時には、様々な種類の災害廃棄物が発生することから、平常時に処理可能な事業者を検討する。
- 復旧時の公共事業等において、優先的に再生利用製品を使用するよう担当部署と調整を図る。
- 再生利用製品が使用されるまでの間の保管場所を確保する。

表 23 災害廃棄物の種類ごとの処理方法・留意事項等

種類	処理方法・留意事項等
混合廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ● 混合廃棄物は、有害廃棄物や危険物を優先的に除去した後、再資源化可能な木くずやコンクリートがら、金属くずなどを抜き出し、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離した後、同一の大きさに破砕し、選別（磁選、比重差選別、手選別など）を行うなど、段階別に処理する方法が考えられる。
木くず	<ul style="list-style-type: none"> ● 木くずの処理にあたっては、トロンメルやスケルトンバケットによる事前の土砂分離が重要である。木くずに土砂が付着している場合、再資源化できず最終処分せざるを得ない場合も想定される。土砂や水分が付着した木くずを焼却処理する場合、焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、処理基準（800℃以上）を確保するために、助燃剤や重油を投入する必要がある場合もある。
コンクリートがら	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別を行い、再資源化できるように必要に応じて破砕を行う。再資源化が円滑に進むよう、コンクリートがらの強度等の物性試験や環境安全性能試験を行って安全を確認するなどの対応が考えられる。
腐敗性廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ● 水産廃棄物や食品廃棄物などの腐敗性廃棄物は、冷凍保存されていないものから優先して処理する。
家電類	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に、家電リサイクル法の対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）については他の廃棄物と分けて回収し、家電リサイクル法に基づき製造事業者等に引き渡してリサイクルすることが一般的である。この場合、市町村が製造業者等に支払う引渡料金は原則として国庫補助の対象となる。一方、津波等により形状が大きく変形した家電リサイクル法対象物については、東日本大震災では破砕して焼却処理を行った事例がある。 ● 冷蔵庫や冷凍庫の処理にあっては、内部の飲食料品を取り出した後に廃棄するなど、生ごみの分別を徹底する。 ● 冷蔵庫等フロン類を使用する機器については分別・保管を徹底し、フロン類を回収する。
畳	<ul style="list-style-type: none"> ● 破砕後、焼却施設等で処理する方法が考えられる。 ● 畳は自然発火による火災の原因となりやすいため、分離し高く積み上げないように注意する。また腐敗による悪臭が発生するため、迅速に処理する。
タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ● チップ化することで燃料等として再資源化が可能である。火災等に注意しながら処理する。

被災自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ● 通行障害となっている被災自動車等を仮置場等へ移動させる。移動にあたっては、損壊した場合の訴訟リスク等が考えられるため、所有者の意向を確認する。
--------	---

出典：災害廃棄物対策指針 P2-45、表 2-3-1、三重県災害廃棄物処理計画を参照

災害応急対応

- 災害応急時においても、今後の処理や再生利用を考慮し、可能な限り分別を行う。
- 廃棄物の腐敗等への対応を講ずる。害虫駆除や悪臭対策にあたっては、専門機関に相談のうえで、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行う。
- 緊急性のある廃棄物以外は混合状態とならないよう、収集時又は仮置き時での分別・保管を行う。
- 水産廃棄物を含む腐敗性廃棄物が大量に発生した場合、冷凍保存されていないものから優先して処理する。

復旧・復興

- 復旧事業等において、再生利用製品の活用が望まれることから、再生利用製品の品質・安全性に配慮した分別・処理を行う。
- 再生利用の実施にあたっては、種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

《参考資料》 災害廃棄物対策指針【技術資料】

- 【技 1-16-3 選別・処理の方法】
- 【技 1-18-1 再資源化の方法（例）】
- 【技 1-20-1 混合可燃物の処理】
- 【技 1-20-2 海水を被った木材等の処理】
- 【技 1-20-3 木質系廃棄物の処理】
- 【技 1-20-4 コンクリート、アスファルト類の処理】
- 【技 1-20-5 廃タイヤ類の処理】
- 【技 1-20-6 家電リサイクル法対象製品の処理】
- 【技 1-20-7 その他の家電製品の処理】
- 【技 1-20-8 廃自動車の処理】
- 【技 1-20-9 廃バイクの処理】
- 【技 1-20-10 廃船舶の処理】
- 【技 1-20-11 水産廃棄物の処理】
- 【技 1-20-12 農林・畜産廃棄物の処理】
- 【技 1-20-13 津波堆積物の処理】
- 【技 1-20-18 漂着した災害廃棄物の処理】
- 【技 1-20-19 火災廃棄物の処理】

(11) 最終処分

富山市山本最終処分場においては、関係者と事前に協議し、同意を得たものについて受入れることとし、対応できないものについては、県と連携した広域処理や民間処理を行う。発災後は、処理量推計を見直しながら予定量に応じた最終処分場を確保する。

(12) 広域処理

災害予防

- 広域処理のために、県及び近隣自治体と連絡体制や手順について、協議会や連絡会議を設置し、情報共有や訓練を実施する。
- 区域内の廃棄物処理施設において、区域外の災害廃棄物を処理する際の手続きをあらかじめ定める。
- 広域処理について、受援体制と支援体制の両面から体制を検討する。

災害応急対応

- 区域内で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、広域処理を検討する。

復旧・復興

- 広域処理が必要と判断した場合には、県と協議のうえ、実施に向けた調整を行う。
- 県から支援要請があった場合は、処理施設の稼働状況等から受入れの可否、受入れ可能量等の検討を行い、速やかに報告する。
- 支援（委託処理）を行う場合は、市町村間で受入手続きを行うとともに、必要に応じ受入施設の周辺住民等に対し説明を行い、合意形成を図る。

(13) がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

災害予防

- 損壊家屋等の解体・撤去等は、人命救助、ライフラインの確保対策等の一環で、緊急に対応する必要があるため、土木・建築担当課等と連携をはかり、通行上支障がある災害廃棄物の撤去、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体するなど、処理順位を検討する。

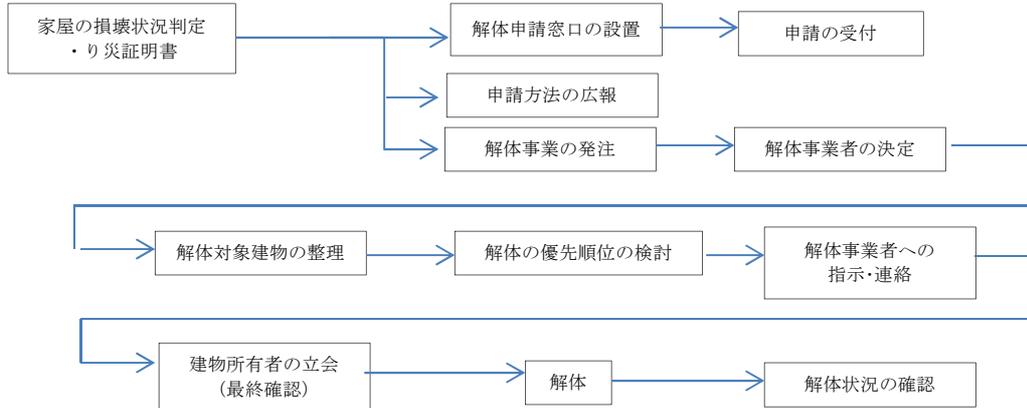
災害応急対応

- 人命を優先したうえで、通行上支障があるもの、倒壊の危険のある建物を優先的に解体する。解体にあたっては、分別処理を考慮し実施する。
- 建物の解体・撤去については、所有者等の申請に基づき、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえて優先順位を決定する。

- 全壊や半壊など、家屋の損壊状況による公費解体の対象範囲に関する環境省からの通知をうけ、公費解体を対象とした倒壊家屋の解体業務を委託する。
(原則は所有者が解体し、費用についても所有者の負担)

復旧・復興

- 各種環境法令等を遵守し、適正処分を実施する。



出典：環境省災害廃棄物対策指針, P2-31 図 2-2-4

図 9 解体・撤去の手順

《参考資料》 災害廃棄物対策指針【技術資料】
【技 1-15-1 損壊家屋等の解体・撤去と分別にあたっての留意事項】

(14) 有害物質含有廃棄物等の対策

災害予防

- 本市で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ県及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。
- 有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対策を定める。
- P R T R等の情報を収集し、有害物質の保管場所等の位置を地図などで事前に整理する。
- 災害時における有害・危険性廃棄物の取扱いの留意点は、表 24 のとおりとする。

表 24 有害・危険性廃棄物の取扱いの留意点

種類	取扱いの留意点
石膏ボード、スレート板等の建材	<ul style="list-style-type: none"> ● 石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 ● 建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。 ● バラバラになったもの等、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。
石綿	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災した建物等は、解体または撤去前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等または石綿含有廃棄物として適正に処分する。 ● 廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。 ● 仮置場で災害廃棄物中に石綿を含む恐れがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 ● 解体・撤去及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。
PCB廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ● PCB廃棄物は、市町村の処理対象物とはせず、PCB保管事業者に引き渡す。 ● PCBを使用・保管している建物の解体・撤去を行う場合や解体・撤去作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 ● PCB含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別する。
感染性廃棄物 (家庭)	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用済み注射器針、使い捨て注射器等の感染性廃棄物は、廃棄する際に専用の蓋付きの容器に他のものと分けて保管。有害ごみとしての収集、指定医療機関で回収する。(例：使用済み注射器針回収薬局等)
トリクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終処分に関する基準を越えたトリクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。
農薬類	<ul style="list-style-type: none"> ● 容器の移し替え、中身の取り出しをせず、許可のある産業廃棄物業者または回収を行っている市町村以外には廃棄しない。 ● 毒物または劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められている。 ● 指定品目を一定以上含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区分されることがある。

塗料 ペンキ	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業廃棄物の場合は、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。一般廃棄物の場合は、少量なので中身を新聞等に取り出し固化させてから可燃ごみとして処理し、容器は金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。 ● エアゾール容器は、穴を開けずに中身を抜いてから容器を金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。
廃電池類	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ● 水銀を含むボタン電池等は、容器を指定して保管し回収ルートが確立するまで管理する。 ● リチウム電池は発火の恐れがあるので取扱いに注意を要する。
廃蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ● 破損しないようドラム缶等で保管する。
高圧ガスボンベ	<ul style="list-style-type: none"> ● 流失ボンベは不用意に扱わず、関係団体に連絡する。 ● 所有者が分かる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一時保管する。
カセットボンベ・スプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> ● 内部にガスが残存しているものは、メーカーの注意書きに従うなど安全な場所及び方法でガス抜き作業を行う。 ● 完全にガスを出し切ったものは金属くずとしてリサイクルに回す。
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮置場で分別保管し、日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理を委託する。 ● 特定窓口、指定取引場所の照会⇒(株)消火器リサイクル推進センター (http://ferpc.jp/accept/)
危険物	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険物の処理は、種類によって異なる。（例：フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者等）

出典：災害廃棄物対策指針 P2-45, 表 2-3-1、三重県災害廃棄物処理計画

災害応急対応

復旧・復興

- 有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行う。人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要する。
- 混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施等、労働環境安全対策を徹底する。
- 所有者不明の有害物質を含む廃棄物は、災害予防で検討した方法により処理ルートを確認する。

《参考資料》 災害廃棄物対策指針【技術資料】

【技 1-15-2 防じんマスクによる飛散粉じん対策】

【技 1-20-4 コンクリート、アスファルト類の処理】

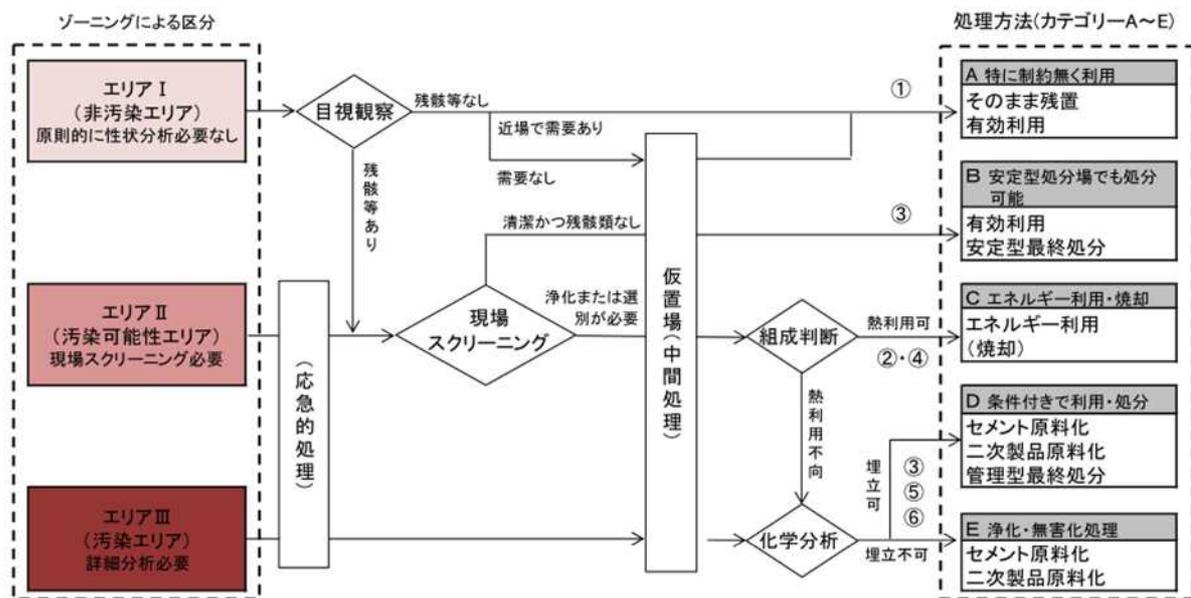
【技 1-20-14 石綿の処理】

【技 1-20-15 個別有害危険製品の処理】

(15) 津波堆積物

災害予防

- 被害想定に基づき、あらかじめ処理フローで検討した仮置場候補地を検討しておく。



注1: 組成・性状分類

① 残骸等を含まず、清浄な砂礫等のみであるもの

② 残骸等は含まないものの有機物を含むもの※

③ 残骸等を渾然一体として含む有機物が含まれないもの

④ 残骸等を渾然一体として含みかつ有機物を含むもの

⑤ 事業所等が保有していた油類や薬品等が混入しているおそれがあるもの

⑥ 陸上等から供給され海底に堆積した有害な化学物質や有機物を含む可能性があるもの

※「有機物を含む」とは熱しやく減量で概ね5%以上とする。なお、迅速な判断が必要な場合は、目視による観察、温度の計測、臭気の確認も有効である。

図 10 津波堆積物の処理フロー 出典：【技 1-20-13 津波堆積物の処理】 P1

災害応急対応

- 悪臭等により生活環境へ影響を及ぼす可能性があるヘドロ等は優先的に除去し、保管場所に搬入する。
- 有害物質を含有する恐れのある場合は、他の廃棄物と区別して保管する。
- 原則、海洋投入は行わない。

復旧・復興

- 中間処理により廃棄物と土砂等を分離して、可能な限り復興資材等として活用し、最終処分量を削減する。
- 津波堆積物は、その性状（ヘドロ、汚染があるもの等）によって適正な処理方法が異なるので、コストを考慮したうえで、適切な処理方法を総合的に判断する。
- 津波堆積物を復興事業に活用する場合、土壌汚染対策法を参考として汚染の有無を確認する。資材の品質についての要求水準や活用時期を確認し、必要に応じて要求水準を満たすよう改良を加える。また、復興資材として搬出する時期を受入側と調整する。
- 津波堆積物と混合した廃棄物の処理にあたっては、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂分の分離を行い、機械の損耗や処理に問題が生じないように前処理を行う。

《参考資料》 災害廃棄物対策指針【技術資料】

【技 1-20-13 津波堆積物の処理】

(16) 災害廃棄物処理時の環境対策

廃棄物処理現場における労働災害の防止、地域住民の生活環境への影響を未然に防止するため、環境モニタリングや設備の管理、火災の予防策をあらかじめ定める。

災害予防

- 仮設処理施設、仮置場の設置等に伴う環境影響の把握や環境モニタリングを行うため、あらかじめ環境項目を定める。
- モニタリングの手法については、資料編に示すような方法、環境項目に基づき、被害状況に応じ必要なものについて実施するものとする。
- 化学物質の使用・保管状況を、把握する。
- 火災発生時に備え、初期消火機材の確保に努める。
仮置場設置や災害廃棄物処理にあたって、環境影響が生じないように、以下の例を参考に必要な対応策を講じる。

仮置場や災害廃棄物処理時の環境対策（例）

（粉じん）

- ・ 仮囲い（飛散防止柵、防じんネット）の設置
- ・ 破碎機に集塵機を設置
- ・ 作業場所への散水
- ・ 運搬車両のタイヤ洗浄
- ・ ミストファンの設置
- ・ 散水車による散水

(騒音、振動)

- ・重機は低騒音型、低振動型を使用
- ・仮置場の敷地はアスファルト舗装や簡易舗装を実施
- ・施設間に移動式吸遮音パネルを設置
- ・施設を敷地境界から離れた中央付近に配置
- ・防震マット等の設置

(悪臭)

- ・消臭剤、脱臭剤の散布
- ・臭気の高い場所から処理を実施

(土壌)

- ・区画を区切った災害廃棄物の仮置
- ・仮置場使用前の浸出水防止シートの設置

影響項目	調査・分析方法 (例)
大気 (飛散粉じん)	JIS Z 8814 ろ過捕集による重量濃度測定方法に定めるローボリュウムエアサンプラーによる重量法に定める方法
大気 (アスベスト)	アスベストモニタリングマニュアル第 4.0 版 (平成 22 年 6 月、環境省) に定める方法
騒音	「環境騒音の表示・測定方法」(JIS Z 8731) に定める方法
振動	振動レベル測定方法 (JIS Z 8735) に定める方法
土壌等	<ul style="list-style-type: none">・第一種特定有害物質 (土壌ガス調査) 平成 15 年環境省告示第 16 号(土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法)・第二種特定有害物質 (土壌溶出量調査) 平成 15 年環境省告示第 18 号(土壌溶出量調査に係る測定方法)・第二種特定有害物質 (土壌含有量調査) 平成 15 年環境省告示第 19 号(土壌含有量調査に係る測定方法)・第三種特定有害物質 (土壌溶出量調査) 平成 15 年環境省告示第 18 号 (土壌溶出量調査に係る測定方法)
臭気	「臭気指数及び臭気排出強度算定の方法」(H7.9 環告第 63 号) に基づく方法とする。
水質	<ul style="list-style-type: none">・排水基準を定める省令 (S46.6 総理府令第 35 号)・水質汚濁に係る環境基準について (S46.12 環告第 59 号)・地下水の水質汚濁に係る環境基準について (H9.3 環告第 10 号)

出典：【技 1-14-7 環境対策、モニタリング、火災防止対策】P3

災害応急対応

- 発災後は、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路、化学物質等の使用・保管場所での環境モニタリングを実施し、その結果を適時公表する。
- 環境モニタリング項目は、平常時の検討に被災状況を踏まえて決定する。
- 腐敗性廃棄物を優先的に処理し、悪臭や害虫が発生した場合には、消臭剤、シート被覆等の対応を実施する。

- 仮置場での火災対策では、廃棄物の性状に応じ積み上げ高さの制限（5 m以下）、堆積物間の距離の確保、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施するほか、必要に応じて定期的に温度計測を行う。あわせて、火災発生時の初期消火機材、訓練等の体制を整える。

復旧・復興

- 引き続き、必要に応じ、建物の解体、撤去現場や仮置場での環境モニタリングを実施する。

2 し尿処理

災害時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるほか、避難所から発生するし尿に対応するため、生活排水処理施設の被災情報や避難者数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を整備する。

災害予防

- 地域防災計画における仮設トイレ等の必要設置数は、表 25 のとおりとする。
- 仮設トイレの備蓄場所、使用方法等、防災訓練などで住民への周知を進める。
- 発生量の推計により、仮設トイレ、収集運搬車両の必要数を把握し、備蓄の確保に努める。

表 25 仮設トイレの設置目安と必要設置数

仮設トイレ貯留槽容量	し尿原単位	収集頻度	仮設トイレの設置目安(人/基)	仮設トイレの必要人数	必要設数(基)
400L	1.7L/日	3日/回	60~80人	128,039人	1,600基~ 2,134基

◆仮設トイレの必要基数

仮設トイレの必要基数の推計式(例)を以下に示す。

$$\text{仮設トイレ必要設置数} = \text{仮設トイレ必要人数} / \text{仮設トイレ設置目安}$$

$$\text{仮設トイレ設置目安} = \text{仮設トイレの容量} / \text{し尿の1人当り1日平均排出量} / \text{収集計画}$$

仮設トイレの平均的容量 : 例 400L

し尿の1人1日平均排出量 : 例 1.7L/人・日

収集計画 : 3日に1回の収集

出展 : 【技 1-11-1-2】避難所ごみの発生量・し尿必要処理量

表 26 し尿の発生量推計

区分	原単位	し尿発生量
① 仮設トイレ等必要人数	③ 1日平均排出量 1.7L/(人・日)	217,666 L/日
② し尿収集人口		6,508 L/日

① 仮設トイレ等必要人数 = 避難者数 + 断水等による仮設トイレ必要数 + その他

② し尿収集人口 = もともとのし尿収集人口 - 避難者数 × (計画汲取り人口 / 総人口)

表 27 し尿収集運搬の設定条件と車両必要台数

避難所数	バキューム車 必要台数	
	1. 8KL車	3. 6KL車
202箇所	68台/3箇所	51台/4箇所

算出式

し尿収集運搬車両必要台数(台) = 避難所数(箇所) ÷ 3~4 (箇所/台)

(し尿収集運搬車両積載容量 1.8~3.6 kL/台)

出典：三重県災害廃棄物処理対策マニュアル(平成19年3月)モデルP17

災害応急対応

- 避難人数を把握するなど、避難所等に必要な仮設トイレの数と種類を算出する。
- 備蓄資材が不足する場合等、必要に応じ、県に支援を要請し、応援協定等による他自治体、関係団体からの協力を得て、仮設トイレ(消臭剤等を含む)を確保、優先順位に配慮のうえで設置を行う。
- し尿の収集運搬車両の必要数を把握し、し尿の収集・処理体制を確保する。
- 仮設トイレの使用法、維持管理方法等について住民へ継続的な指導を行う。

復旧・復興

避難所の閉鎖や縮小にあわせて仮設トイレの撤去を行う。

【東日本大震災の事例】

- 発災直後は断水や避難者の集中によって仮設トイレの不足が深刻な問題となったが、仮設トイレを備蓄している周辺市町村や建設事業者団体、レンタル事業者団体等の関係団体からの協力により仮設トイレをはじめ必要機材を入手した。
- 一部の被災地では、地震災害前から指定避難所(小・中・高等学校)に組立式仮設トイレを備蓄しており、必要に応じてそれを使用した。また、不足した場合には、使用していない他の指定避難所から移送して対応した。

《参考資料》 災害廃棄物対策指針【技術資料】

【技1-11-1-2 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法】

【技1-20-17 し尿・生活排水の処理】 ※仮設トイレの種類の手引きあり

3 生活ごみ等（避難所ごみ）の処理

避難所ごみを含む生活ごみは、やむを得ない場合を除き、富山地区広域圏クリーンセンター及びリサイクルセンターで処理することとし、仮置場には搬入しない。

災害予防

- 平常時に、通常的生活ごみに避難所ごみも含めた主要な収集運搬ルートが道路担当部署と協議のうえ、発災時に自衛隊・警察・消防等に対して提示できるように、図面（台帳等）を作成する。
- 避難所においては、廃棄物の搬出が容易なようにあらかじめ保管場所を選定し分別を徹底する。また、感染性廃棄物等取扱いに注意が必要な廃棄物の情報を提供する。
- 避難所ごみ発生量の推計結果により、収集運搬車両の必要数を把握する。

表 28 避難所ごみの分別、保管方法

ごみと資源の種類	内容	管理方法等
燃やせるごみ	生ごみ、ゴム製品、皮革製品、紙おむつ、布類、容器包装以外のプラスチック製品等	夏季において、生ごみ等腐敗性の廃棄物は優先的に回収する。
燃やせないごみ	小型廃家電（家電リサイクル法対象品目以外）、乾電池、金属を含むもの、ガラス類、陶磁器類等	長さが1 mを超えるものや、極端に重いものは、別車両で収集するため、分別して保管する。
空き缶		水洗いの後分別して保管し、資源として処理する。
空きびん		
ペットボトル		
プラスチック製容器包装		
紙製容器包装		
古紙		分別して保管し、資源として処理する。
有害・危険なもの	カセットボンベ、スプレー缶、ライター、刃物、ガラス等が割れたもの等	燃やせないごみとは別に回収する。（カセットボンベは穴をあけない）
感染性廃棄物	注射針、血のついたもの等	密閉することができ、収納しやすく、損傷しにくい容器に入れて管理する。

表 29 避難所ごみの発生量

算出式 避難所ごみの発生量＝避難者数（人）×発生原単位（g/[人・日]）

避難者数 ※1 （人）	区分	原単位 ※2 （g/人・日）	発生量 （t/日）
128,039	可燃ごみ	543.3	69.6
	不燃ごみ	36.3	4.6
	資源物	62.2	8.0
	計		82.1

※1 避難者数は、表 1 を参照

※2 原単位は、通常時の住民 1 人 1 日当たりの収集実績を使用

災害応急対応

- 避難所等の生活ごみは、発災後 3 から 4 日後に収集と処理の開始を目指す。
- 避難所に廃棄物の性状や搬出頻度に合わせた一時的な保管場所を確保する。
- 特別管理廃棄物（感染性廃棄物）については、屋内に保管場所を設けるなど、廃棄物処理法の基準に準拠した保管を行う。
- 避難所では、避難者に対して分別方法の周知を行う。
- 避難所ごみ発生量を、実際の排出量・避難者数などを参考に推計する。
- 避難所ごみは、収集運搬ルートを決め計画的な収集運搬・処理を行う。

復旧・復興

- 避難所の閉鎖や縮小にあわせて収集運搬ルートの見直しを行うとともに、平常時の処理体制に順次移行する。

《参考資料》 災害廃棄物対策指針【技術資料】

【技 1-11-1-2 避難所ごみの発生量、し尿収集必要量の推計方法】

【技 1-12 避難所における分別例】

【技 2-10 消毒剤・消臭剤等の薬剤の散布について】

4 思い出の品

所有者等が不明な貴重品（金券、商品券、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。

所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄せず、自治体等で保管し、可能な限り所有者に引渡す。個人情報も含まれるため、保管・管理には配慮が必要となる。

災害予防

- 思い出の品の取り扱いにかかる基本ルールを以下のとおり定める。
- 実際の発災時には、必要に応じ基本ルールを見直し対応する。

表 30 思い出の品の取り扱いにかかる基本ルール

定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、PC、カメラ、ビデオ、携帯電話、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
基本事項	公共施設で保管後、台帳作成、広報、閲覧等を経て、申告等により引き渡す。
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場からの回収、または住民からの持込みにより回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
運営方法	地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
返却方法	面会での引き渡しを基本とするが、本人確認ができる場合は郵送等での引き渡しも行う。

三重県 市町災害廃棄物処理計画モデルを参照

災害応急対応

復旧・復興

- 思い出の品や貴重品は、保管場所の確保を行い、ルールにのっとり、回収・清潔な保管・広報・返却等を行う。
- 貴重品の取扱いについては、警察と連携を図る。
- 歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点の周知を徹底する。

5 許認可の取扱い

災害予防

- 関係法令の目的を踏まえ必要な手続きを精査し、担当部署と手続等を調整しておく。

復旧・復興

- 平常時に検討した規制緩和や期限の短縮措置など、確認事項を適切に実施する。

6 処理事業費の管理

復旧・復興

- 災害廃棄物処理費用について、適切な価格であるか確認を行う。

第4章 計画の見直し、内容の追加・修正

1 計画の見直し、内容の追加・修正

本計画は、地域防災計画や国の災害廃棄物対策指針の改定等にあわせて、必要に応じ、庁内の関連部署と調整を図りながら、計画内容の見直しを行う。

また、協定内容の変更など必要に応じて修正を行う。

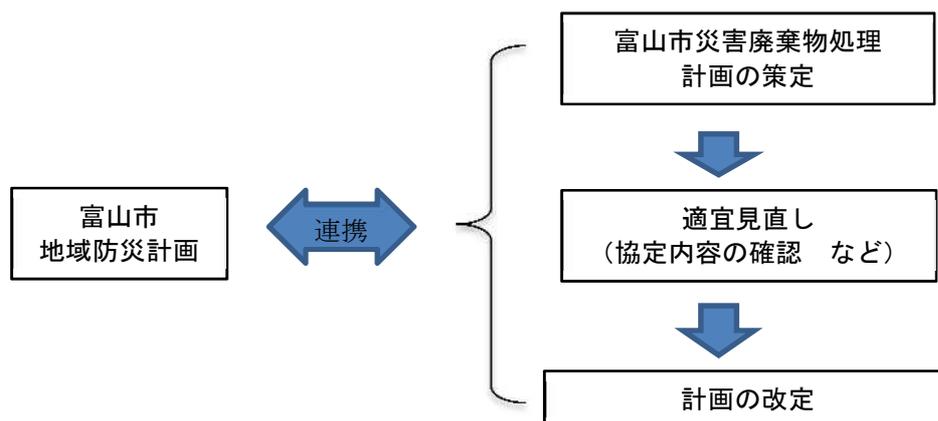


図 11 計画策定と進行管理の流れ